



産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年9月28日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

穂高マーケットショッピングゾーン

安曇野市穂高有明10011-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

穂高マーケットフロンティア有限会社

安曇野市穂高有明10011-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに

代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)I r i e	高松 ゆき	安曇野市豊科4885-3
(株)Z E R O	丸山 主税	安曇野市穂高柏原4632-4

4 変更する年月日

平成29年10月1日

5 届出年月日

平成29年9月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年9月28日から平成30年1月29日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成29年9月28日

長野県知事 阿部 守一

1 処分をした年月日

平成29年9月28日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

大成産業株式会社

駒ヶ根市中沢1785番地52

酒井 瞳夫

長野県知事許可（般-28）第21756号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による一般建設業許可（とび・土工工事業）の取消し

4 処分の原因となった事実

大成産業株式会社の代表取締役は、伊那簡易裁判所から傷害の罪により罰金30万円の刑の言渡しを受け、平成29年5月30日、その刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

建設政策課

公告

次の建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により公告します。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがあります。

平成29年9月28日

長野県知事 阿部 守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可年月日
長野県知事許可（般-26）第24832号	有限会社井坪組	井坪 弘樹	飯田市鼎名古熊1993番地2	平成26年10月23日

建設政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年9月28日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 許可番号

平成29年7月19日 長野県松本建設事務所指令29松建第20-6号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字大門字桔梗ヶ原55-1、55-3、55-4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山田興夫

都市・まちづくり課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成29年9月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
11月1日 (水)	午後1時から 午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640番地 上田創造館	60名
11月12日 (日)	午後1時から 午後4時まで	飯田会場	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター	60名
11月22日 (水)	午後1時から 午後4時まで	諏訪会場	諏訪市上川一丁目 1644番地10 諏訪合同庁舎	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込

書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課